

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月三十日

奈良県人事委員会委員長 音田昌子

### 奈良県人事委員会規則第十八号

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

給料の調整額に関する規則（昭和四十六年三月奈良県人事委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一中医療政策部地域医療連携課医師・看護師確保対策室の項を削り、登美学園の項の次に次のように加える。

福祉医療部医 療政策局地域 医療連携課医 師・看護師確 保対策室	医師（人事委員会の定める職員に限る。）	二
--	---------------------	---

### 附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。